

平成21年7月版

「市毛団地」共同販売事業要綱

有限会社カノウ開発

茨城県ひたちなか市西大島1-20-14

TEL: 029-274-6061

FAX: 029-274-6062

E-mail: kanou@i-linenet.com

HP: <http://i-linenet.com/kanou/>

=====  
カノウ開発より「市毛団地 販売協力事業者の募集、および作品コンペ開催」のご紹介です。  
=====

住宅事業者の皆様へ

お世話になっております。

いつも、弊社をご愛顧いただきまして大変感謝しております。

さて、茨城県住宅供給公社 (<http://www.ijk.or.jp/>) 開発の分譲地「市毛団地」の販売協力事業者の募集のご紹介をさせていただきます。

このたび、弊社は、茨城県住宅供給公社と共同で、「市毛団地」を第三者 a に対して共同で販売する事業を行うことについて合意いたしました。

茨城県住宅供給公社は、独自に開発した分譲地である「市毛団地」を提供し、弊社は、有する豊富なノウハウ等を最大限活かしながら、主要顧客である第三者への営業、ならびに主要取引先である住宅事業者 b への営業支援および協力を要請を行っていくことにより、市毛団地のまちづくりの促進、および団地の完成を図っていきます。

つきましては、住宅事業者の皆様方にも、本事業への参加、および協力をお願いいたしたく、販売協力事業者の募集をさせていただきます。

本事業に、参加、および協力していただいた住宅事業者様には、特典として、当該住宅事業者と第三者との間で直接、居住の用に供する建物請負契約が締結されることを前提に、分譲価格の約 15% を販売協力費として進呈させていただきます。

建物価格の値引きや現金還元キャンペーンなどにお役立ていただければ幸いです。

住宅事業者の皆様にごじっくり内容を理解していただき、検討していただいた上で、オファーをしていただきたいと思います。

是非、ご検討のうえ、当企画へのオファーをお待ちしております。

参加、および協力してくださる住宅事業者は、共同販売事業規約にご同意の上、別紙参加申込書にサインし、弊社までご提出ください。

では、どうぞよろしくお願い致します！！

また、販売協力事業者の募集に併せて、住宅事業者によるコンペも予定しております。  
具体的には「最安値への挑戦!!」「雑誌の表紙を飾るなら 」というテーマで募集させていただきます、各事業者各テーマ1作品のプランを弊社ホームページ等で公開させていただきます。

本開催イベントは、お客様となる第三者や同業者に向けニュースリリースを行い広く一般へのPRを行います。

お客様となる第三者や同業者へのPRとともに、新たな顧客獲得の可能性もあります。

応募にお手数をおかけするのは本位ではありませんので過去の作品を応募下さい。  
もちろん、新たに取り組みられている、もしくは構想されている「最安値への挑戦!!」「雑誌の表紙を飾るなら 」のプランのご応募も歓迎いたします。

皆様、ふるってご応募下さい。

ひとつでも多くの住宅事業者のプランニング、およびアイデアをこころよりお待ちしております。

ご提出資料は、A4 サイズ以下でイメージパース、もしくは写真。A4 サイズで建物コンセプト(プランニング、素材、構造等)、建物概要、および仕様書。そして、対象分譲地の区画表示、土地建物総額を明記したもの。計3部でお願い申し上げます。なお、土地建物総額については、下記の注釈が追記して公開されます。

#### 価格について

表示価格は参考価格となっています。年 月 日現在の最低価格の見積り金額を表示しておりますが、実際の本見積りの価格は対象分譲地による差、部材の価格変動などにより、心ならずも多少異なることを予めご了承ください。

その他、詳細、オプション、別プラン等については、直接、担当住宅事業者へお問い合わせください。

a: 第三者とは、自ら居住するために住宅を必要とする方、または、親族の居住の用に供するため自ら居住する以外に住宅を必要とする方 譲渡代金等の支払いを確実にできる方 土地の引渡し後速やかに住宅を完成できる方

日本国籍の方、または、「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項又は第22条の2第4項の規定により永住許可を受けている外国人の方、「日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に基づき特別法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する外国人の方

b: 住宅事業者とは、第三者と直接、居住の用に供する建物請負契約が締結できる立場にいるハウスメーカー、および工務店、建築士事務所等をいう。仲介事業者、紹介者等の立場にいる者は該当しない。

## -共同販売事業規約-

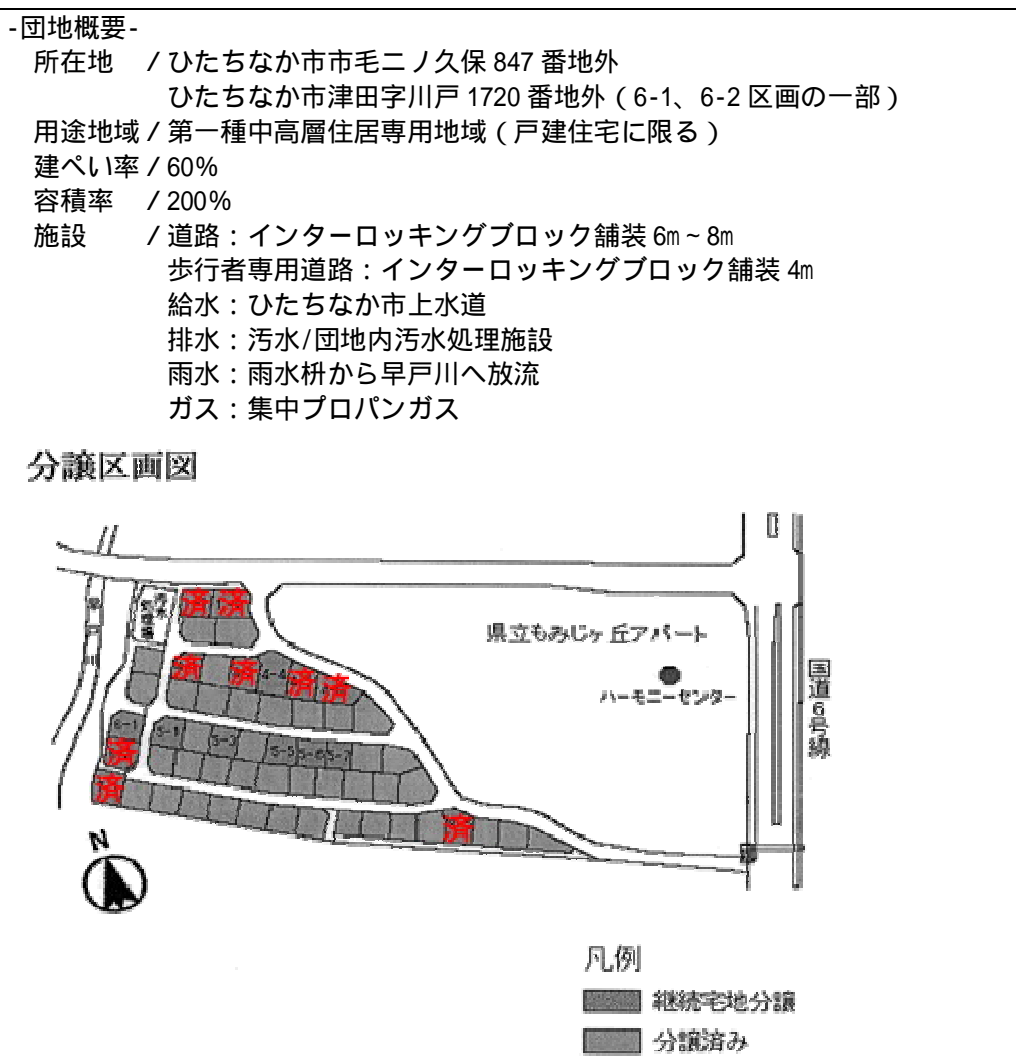
この規約は、平成18年10月16日から施行する。

(目的)

第1条 この規約は、有限会社カノウ開発(以下「弊社」という。)と住宅事業者が市毛団地において実施する共同販売事業(以下「本事業」という。)を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって本事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(販売品目)

第2条 本事業は、茨城県住宅供給公社が開発した市毛団地のうち、次に掲げるものを販売する。



No.	区画	地番	面積 (㎡)	面積 (坪)	分譲価格 (円)	備考
<del>1</del>	<del>1-1</del>	<del>847-112</del>	<del>307.77</del>	<del>93.10</del>	<del>12,800,000</del>	
<del>2</del>	<del>1-2</del>	<del>847-111</del>	<del>323.28</del>	<del>97.79</del>	<del>19,300,000</del>	
<del>3</del>	<del>4-1</del>	<del>847-107</del>	<del>213.49</del>	<del>64.58</del>	<del>12,700,000</del>	
<del>4</del>	<del>4-3</del>	<del>847-105</del>	<del>245.09</del>	<del>74.13</del>	<del>14,200,000</del>	
5	4-4	847-104	309.12	93.50	18,000,000	
<del>6</del>	<del>4-5</del>	<del>847-103</del>	<del>260.22</del>	<del>78.71</del>	<del>14,700,000</del>	
<del>7</del>	<del>4-6</del>	<del>847-102</del>	<del>274.58</del>	<del>83.06</del>	<del>13,700,000</del>	
8	5-1	847-76	226.95	68.65	15,100,000	
9	5-3	847-78	210.34	63.62	12,400,000	
10	5-5	847-80	220.66	66.74	12,500,000	
11	5-6	847-81	209.86	63.48	12,100,000	
12	5-7	847-82	210.09	63.55	11,900,000	
13	6-1	847-116	240.38	72.71	15,200,000	注1
<del>14</del>	<del>6-2</del>	<del>847-117</del>	<del>241.54</del>	<del>73.06</del>	<del>15,600,000</del>	注2
<del>15</del>	<del>7-1</del>	<del>847-60</del>	<del>257.57</del>	<del>77.91</del>	<del>12,000,000</del>	
<del>16</del>	<del>8-5</del>	<del>847-72</del>	<del>258.60</del>	<del>78.22</del>	<del>14,600,000</del>	
注1：ひたちなか市大字津田字川戸 1720-7 (77.54㎡) が含まれる。						
注2：ひたちなか市大字津田字川戸 1720-8 (4.30㎡) が含まれる。						

(販売形態)

第3条 本事業は、前条の土地(以下「本土地」という。)を弊社が売主となり、次条により販売する。

(販売方法)

第4条 弊社は、第三者から本土地の購入申込を受けた場合、第三者に対して本事業に参加、および協力している住宅事業者を紹介し、当該住宅事業者と第三者との間で居住の用に供する建物請負契約が締結されることを前提に、当該第三者に、本土地を販売するものとする。

2 弊社は、本事業に参加、および協力している住宅事業者から本土地の購入申込を受けた場合、当該住宅事業者と第三者との間で居住の用に供する建物請負契約が締結されることを前提に、当該第三者に、本土地を販売するものとする。

3 本土地購入のお申込は、先着順に受け付けさせていただきます。弊社所定の申込書に必要事項をご記入の上、弊社に提出していただきます。

(広告宣伝)

第5条 広告宣伝における土地価格の記載については、その都度、弊社、住宅事業者間で協議する。

(手数料)

第6条 弊社は、第4条における住宅事業者に対し、当該住宅事業者と第三者との間で直接、居住の用に供する建物請負契約が締結されることを前提に、本土地価格の約15%を販売協力費と

して支払うものとする。

2 本条第1項の支払方法は、別途弊社、住宅事業者間で協議して定める。

(規約期間)

第7条 本規約の期間は、本事業が完了するまでとする。

(守秘義務)

第8条 住宅事業者は土地卸価格等が会社の機密情報であることを了承し、第三者への漏洩を防止するよう最善の努力をしなければならない。

(瑕疵責任)

第9条 団地内における土地に瑕疵があったときは、茨城県住宅供給公社がその責を、建物とその附属に瑕疵があったときは当該住宅事業者がその責をそれぞれ任じるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 本事業に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(本規約に定めのない事項)

第11条 本規約に定めのない事項については、当事者間でその都度協議して定めるものとする。

(規約、および条件の改定)

第12条 本規約、および条件は、弊社の判断により住宅事業者の承諾なく変更、改訂を行なうことができる。改訂後の本規約も、弊社と住宅事業者との間の一切の關係に適用されるものとする。

(免責)

第13条 弊社、ならびに住宅事業者の推薦、および斡旋により紹介された第三者との間で、建築請負契約が成立しなかった場合、いかなる事由においても弊社は一切の責を負わない。

(諸法令、諸規則の遵守義務)

第14条 住宅事業者は関係する諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとする。

(訴訟)

第15条 弊社と住宅事業者との間で争いが生じた場合、当該争いは日本国内法規に基づいて解決されるものとし、弊社の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

市毛団地 共同販売事業 参加申込書

有限会社カノウ開発 殿

平成20年 月 日

弊社は、有限会社カノウ開発の実施する共同販売事業に賛同、弊社の定める共同販売事業規約を遵守し参加を申し込みます。

住 所	
社 名	
代 表 者	
担 当 者	
免 許	

併せて開催する作品コンペ「最安値への挑戦!!」「雑誌の表紙を飾るなら」

参加予定

不参加